

＜就学援助継続申請についての Q&A＞

Q1. 4月から私立中学校に進学することになりました。申請できますか？

私立の学校に通うお子様は受給対象外となりますので、申請できません。

Q2. 4月から新しく公立小学校に入学する弟妹がありますが、今回申請できますか？

申請可能です。申請書の「受給申請児童生徒」に、新小学1年生となる弟妹も記入してください。

なお、1月に新小学1年生を対象とした「入学支度金（入学前支給）」の申請をされた場合でも、通年の就学援助費制度の受給を希望されるかたは、今回あらためて申請が必要です。

Q3. 理由③の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」を紛失してしまいました。

手続きの方法は2つあります。

(方法1) 免除申請の承認をした年金事務所（目黒年金事務所：電話番号3770-6421）に再発行を依頼してください。区役所では通知書の再発行や資格照会ができません。

(方法2) 理由⑥で申請してください。所得金額をもとに審査を行います。

Q4. 理由④の「児童扶養手当証書」を紛失してしまいました。

手続きの方法は3つあります。

(方法1) 子育て支援課 手当・医療係（電話番号5722-9645）に再発行を依頼してください。

(方法2) 申請書の「特記事項」欄に「教育委員会で資格照会希望」と記入してください。この場合、学校運営課から子育て支援課に資格照会を行います。

(方法3) 理由⑥で申請してください。所得金額をもとに審査を行います。

Q5. 理由⑥で申請する場合の「所得額」は、どの金額を指しますか？

源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「⑫」欄の金額を指します。

Q6. 理由⑥の所得限度額を少し超えています。申請はできますか？

所得限度額はあくまで目安の金額ですので、世帯構成員の年齢や学年によって認定・却下の判定が変わることがあります。申請をいただければその内容で審査しますので、却下となることもありえますが、その旨ご承知の上で、迷われた場合にはご申請ください。

Q7. 理由⑥の賃貸契約書について、勤務先が賃貸住宅を借上げており、契約上の借主が保護者と異なる場合や、賃料の全部・一部を勤務先が負担している場合は、どのように提出したらよいですか？

賃貸契約書のコピーに加えて別途ご提出いただく書類がある場合がありますので、担当までご連絡ください。

Q8. 離婚協議中により別居をしている配偶者がいる場合、配偶者は世帯構成員に含めますか？

離婚協議に関する書類（調停期日呼出状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）をご提出いただければ世帯員に含めずに審査できる場合があります。詳しくはご相談ください。